

2023年12月31日

職業紹介事業返戻金規定

【返戻金対象とその額】

たまご企画事務所が紹介し、採用された者の都合で退職をした場合は次の金額を返礼する。

- 1 初回勤務日から暦日 7日以内に退職をした場合は、契約書に記載された金額から 10,000 円を差し引いた金額。
- 2 初回勤務日から暦日 14日以内に退職をした場合は、契約書に記載された金額から 20,000 円を差し引いた金額。
- 3 初回勤務日から暦日 30日以内に退職をした場合は、契約書に記載された金額から 100,000 円を差し引いた金額。
- 4 初回勤務日から暦日 60日以内に退職をした場合は、契約書に記載された金額から 200,000 円を差し引いた金額。
- 5 初回勤務日から暦日 90日以内に退職をした場合は、契約書に記載された金額から 300,000 円を差し引いた金額。
- 6 初回勤務日から暦日 180日以内に退職をした場合は、契約書に記載された金額から 500,000 円を差し引いた金額。
- 7 初回勤務日から暦日 180日を超えた日に退職をした場合は、返戻金が発生しない。

註 退職時において、紹介手数料から所定の金額を差し引くことができない場合は、返戻金が発生しない。

【勤務期間の算出方法】

初回勤務日とは、雇用契約書に記載された勤務開始日をいう。

退職日とは、退職に関する書類が受理された日をいう。

金銭授受について

返戻金は契約者の指定口座へ送金とし、たまご企画が送金手数料を負担する。

なお、返戻金処理方法は指定口座への送金のみとし、現金での授受は行わない。

神奈川県足柄上郡開成町中之名 1 1 8 番地 7
14-ユ-301037 たまご企画